

お知らせします。

2つものの給付金。

臨時福祉給付金

支給対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く。

一人につき6000円



フクシカクニンジャ

支給対象者

基準日（平成27年1月1日）に、富士市に住民登録があり、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない人（表1参照）
※市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受給している人などは対象外です。

支給額

一人につき6000円

申請期間

平成28年3月1日（火）まで

※申請期間中は、市役所4階に相談窓口を設置します。

申請方法

8月31日（月）に、支給対象者と思われる人に申請書などを郵送します。
申請書を受け取った人は、内容を確認した上で必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送するか、直接相談窓口（市役所4階）に提出してください。
※9月中は、相談窓口が大変混雑します。郵送による申請をご利用ください。

支給

申請書が提出されたら、市の審査で支給・不支給を決定し、原則として申請者名義の口座に振り込みます。
※申請が集中した場合、支給まで時間がかかることがあります。



厚生労働省
2つの給付金キャラクター
カクニンジャ

消費税率の引き上げによる負担を緩和するため、昨年度支給した「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を、今年度も支給します。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の人は除く。

子ども一人につき3000円



コソダテカクニンジャ

支給対象者

基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の児童手当の受給者で、平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人（表2参照）

支給対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付は除く）の対象になる児童

支給額

対象児童一人につき3000円

申請期間

12月11日（金）まで

申請書について

①基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の児童手当（特例給付は除く）が富士市から支給される人
今年度限り、児童手当現況届が子育て世帯臨時特例給付金の申請書を兼ねます。受給者宛てに郵送した児童手当現況届を提出してください。
※平成27年5月に出生・転入などをし、平成27年6月分から富士市で児童手当の支給開始になる人は、別途送付した子育て世帯臨時特例給付金申請書を提出してください。

②公務員で、基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の児童手当（特例給付は除く）が所



CHECK

今年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のそれぞれの支給要件を満たす人は、両方の給付金を受け取ることができません（その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要です）。

表1 市民税が課税されない所得水準の目安

給与所得者など

扶養親族などの人数	非課税限度額	
	所得額	給与収入額の目安
0人	31.5万円	96.5万円
1人	81.9万円	146.9万円
2人	113.4万円	187.9万円
3人	144.9万円	232.7万円

公的年金などの受給者

扶養親族などの人数	非課税限度額 (年金収入ベース)	
	年齢	限度額
0人	65歳以上	151.5万円
	65歳未満	101.5万円
1人	65歳以上	201.9万円
	65歳未満	159.2万円
2人	65歳以上	233.4万円
	65歳未満	201.2万円
3人	65歳以上	264.9万円
	65歳未満	243.2万円

給付金支給に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、

- ◆市や国の職員などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません（ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません）。
- ◆市や国の職員などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。
- ◆申請書を提出する前に、市や国の職員などが市民の皆さんの世帯構成や、銀行の口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

自宅や職場などに、市や国の職員などをかたった電話がかかってきたり、申請書以外の郵便物が届いたりしたら、迷わず、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

表2 児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの人数	所得制限限度額	
	所得額	給与収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

申請方法
申請期間内に、郵送または直接、〒417-8601 富士市役所こども家庭課（市役所4階）に申請書（下記参照）を提出してください。

属庁から支給される人
公務員用の申請書（証明つき）は、公務員の所属庁から配付されます。郵送または直接、こども家庭課（市役所4階）に提出してください。
※公務員用の申請書は、市役所では発行できませんのでご注意ください。

支給

申請書が提出されたら、市の審査で支給・不支給を決定し、10月から順次、原則として申請者名義の口座に振り込みます。
※申請が集中した場合、支給まで時間がかかることがあります。

問い合わせ

臨時福祉給付金コールセンター（無料） ☎0120(5)662(2)22
福祉総務課（臨時福祉給付金） ☎(55)2840 FAX(52)2299
こども家庭課（子育て世帯臨時特例給付金） ☎(55)2738 FAX(51)0247